

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコルに関する運用合意書

医療法人社団日高会 日高病院（以下「甲」という）と、（保険薬局名：_____）
（以下「乙」という）とは、甲の発行する院外処方箋における疑義照会の簡素化運用（以下「本運用」という）について、以下の通り合意する。

第1条（目的）

本運用は、あらかじめ合意したプロトコルに沿った変更調剤を認めることで、患者の待ち時間短縮、薬物治療の質の向上、および処方医・薬剤師の業務負担軽減を図ることを目的とする。

第2条（プロトコルの遵守）

乙は、本運用を実施するにあたり、甲が策定した「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコル」（別紙）の内容を十分に理解し、これを遵守するものとする。

第3条（患者の同意と説明）

乙は、プロトコルに基づき変更調剤を行う場合、患者に対しその旨を十分に説明し、同意を得た上で実施するものとする。

第4条（事後報告）

乙は、本運用に基づき変更調剤を行った場合は、その内容を速やかに「トレーシングレポート（服薬情報提供書）」等により甲（薬剤部）へ報告しなければならない。ただし、プロトコルにより報告不要と定められた項目（後発品への変更等）についてはこの限りではない。

第5条（合意の解除と変更）

甲または乙は、相手方に不誠実な行為があった場合、いつでも本運用を中止し、本合意を解除することができる。またプロトコルの変更の協議は必要時に行うこととする。

第6条（運用の開始）

本運用を下記の日付より開始します。

本合意の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日（甲が記入）

<p>(甲) 住所：群馬県高崎市中尾町 886 名称：医療法人社団日高会 日高病院</p> <p>代表者：院長 関原哲夫 (印)</p>	<p>(乙) 住所： 名称：</p> <p>代表者： (印)</p>
--	--